

研究論文

三重県における社会福祉事業の歴史 (2)

—大正期の高田派の社会事業について—

千 草 篤 磨

1. はじめに

明治時代に各地で動き始めた慈善事業は、日露戦争後から大正時代初期にかけての感化救済事業へ、そして大正時代中期からの社会事業へと発展していった。明治41年(1908)に内務省主催第一回感化救済事業が東京で開催され、340人が受講した。以後毎年東京で行われたが、大正4年(1915)からは、感化救済事業地方講習会として各地で開催されるようになった。また、大正9年(1920)からは、社会事業講習会と名称を変更して行われた。この感化救済事業の特色は、「国民への教化により国家に依存することのない『良民』を育成し、実質的な救済ではなく精神的防貧を徹底させ、公的救済を可能な限り抑制した」(倉持、2006)ことにある。これは国家の責任による社会保障の考え方とは大きく隔たるが、当時の時代的制約の下で始まった民間の福祉的活動の一步でもある。

三重県では、前号(千草、2016)で述べたように、明照浄済会を設立した浄土宗の清水法隆が明治42年(1909)11月に第二回感化救済事業講習会に出席している。また、高田派では清水法隆に遅れること6年、大正4年(1915)に大阪で開催された第一回感化救済事業地方講習会に玉置諦聴を派遣した。玉置諦聴は前年の大正3年(1914)9月に三重県下初の保育園である三重保育院を創設した高田派の僧侶である。その後、高田派でも国家的取り組みに呼応するように社会事業が行われていった。ここでは、大正時代における高田派の社会事業の歩みについて検討したい。

2. 「本山報告」による高田派の社会事業の取り組み

真宗高田派による月報として、明治34年(1901)2月より『本山報告』が発行されている。この月報の中から社会事業に関係のある記載を抜粋して、高田派の取り組みを考察する。なお、明治時代の『本山報告』には、直接社会事業に関連する記載はなかった。以下、大正期の『本山報告』について述べる。

- ①大正4年7月(第174号):「七月十四日 玉置諦聴 感化救済事業講習ノタメ大阪府同講習会へ出席ヲ命ズ」
- ②大正6年5月(第196号):「文部省より末寺の公益的施設事業について照会があったので、6月5日までに届け出るよう」との内容の記事があり、具体的事業として「日曜学校、青年会、少女会、図書館、育児、幼児教育、養老、施薬救済、貧民救済、授産、職業紹介、宿泊救済、婦人救済、盲啞教育、子守下女教育、出獄人保護」が挙げられている。

三重県における社会福祉事業の歴史（2）

- ③大正 6 年 8 月（第 199 号）：「去る 9 日社会事業研究会を開設し爾来研究中なり同会は目下半公半私相たなるも彌々研究の上は之を本山事業として實行を計り、国家に貢献する考えなる由」
- ④大正 10 年 1 月（第 240 号）：「一月十五日 岡道光、玉野玄陵 養老院設立準備委員ヲ命セラル」
- ⑤大正 10 年 6 月（第 245 号）：「六月一日 岡道光 三重養老院長ヲ嘱託ス」
- ⑥大正 10 年 7 月（第 246 号）：「三重養老院 予てより着々準備、入院希望者の要求に応じ、収容を急ぎ、本月十八日を以て始めて入院者を迎えたり、員数八皆現身に摂取し光谷を仰ぎ欣然和合称名の聲高し」
- ⑦大正 10 年 8 月（第 247 号）：「山脇三重県知事は、(七月) 二十七日本山経営の三重養老院を見舞い、・・・・・・」
- ⑧大正 10 年 11 月（第 250 号）：「十一月一日 養老院長岡道光 本月四五兩日大阪中央公会堂ニ於テ第 6 回社会事業協会大会ニ付キ出張ヲ命セラル」
- ⑨大正 12 年 11 月（第 274 号）：「十一月二十二日 告示第二十四号 自今寺務所内ニ社会課設置相成 右告示ス」。なお、これについては同号において「社会課設置について」という 3 頁にわたる詳しい解説が掲載されているので、後述する。
- ⑩大正 12 年 12 月（第 275 号）：「十一月三日 三重県知事田子一民氏着任挨拶のため来山。」
- ⑪大正 13 年 1 月（第 276 号）：社会事業揭示（報恩講）
- ⑫大正 13 年 2 月（第 277 号）：「一月二十九日 三重県知事田子一民氏養老院並びに真宗勸学院を視察。」
- ⑬大正 13 年 3 月（第 278 号）：「田子前知事夫人 三重県前知事田子一民氏辞職に付き別離のため登山。」
- ⑭大正 13 年 4 月（第 279 号）：社会課設置記念欄 「寺院と社会事業」（三重県嘱託奥田大三）、「国児学園経営の現状と実際」（県立国児学園長富山智徳）、「三重保育院経営の実際」（三重保育院主事宮崎亀吉）、その他鷺洲保育園、三重感化院の紹介。
- ⑮大正 14 年 4 月（第 291 号）：「三重養老院申報 三重郡の熊澤市兵衛氏は頃日本山参詣の途、来院して収容者に一場の講演を試み、即時基本金へ金壹萬圓寄附申込をされた。」
- ⑯大正 14 年 8 月（第 295 号）：「七月二十七日 三重養老院顧問ヲ依嘱ス 熊澤一衛」
- ⑰大正 15 年 5 月（第 304 号）：「本山では盲人教化事業として諸種の点字本を出版することとなり、『点字真宗高田派勤行集』を発行した。」「日曜学校児童にエバナシ（親鸞聖人エバナシ）を贈る」
- ⑱大正 15 年 7 月（第 306 号）：「社会事業 労働者の幼児をあづかる三重保育院 本山よりは助成金下附」、「農繁期託児所（奨励）」。三重保育院の紹介部分の詳細は後述する。
- ⑲大正 15 年 8 月（第 307 号）：「社会事業 本山に於て経営する三重養老院 新築移転の意向を有す。」三重養老院の紹介部分の詳細は後述する。

②大正15年9月(第308号):「社会事業 愛児園へ御額面お下げ」

②昭和元年12月(第311号):「愛児園創設 派人の活躍振り 日曜学校も開設」愛児園の照会部分の詳細は後述する。

以上が『本山報告』の中から、大正時代の高田派の社会事業に関連した記載の全てである。この内容に沿って、以下に三重養老院(現在の高田慈光院)、三重保育院、津市愛児園(現在の白塚愛児園)の設立等について概説する。

3. 高田本山の社会事業と三重養老院

現在の養護老人ホーム高田慈光院は、大正10年(1921)6月1日に三重養老院の名称で、三重県下初の養老院として高田本山専修寺によって設立された。創立時の法主は第22世堯猷上人であり、また高田本山執事であった鈴鹿市の金光寺住職加藤忍巖が設立者となった。三重養老院開設の地は高田本山唐門前の末寺光信寺であり、これを借り上げ改造して院舎としたもので、現在は高田本山の駐車場になっている場所である。

(1) 大正6年設立の高田本山の社会事業研究会

さて、高田本山が養老院を設置した経緯についての詳細な記述はない。『本山報告』では、まず大正4年7月に三重保育院の玉置諦聴を感化救済事業講習会に派遣したことが、社会事業に関する初めての記載である。その後大正6年8月の『本山報告』に「社会事業研究会」を開設した事が記されている。この中で「半公半私」であるが、本山事業として実行を計り、国家に貢献しようとする考えが述べられている。この社会事業研究会において、県などの「公」と本山という「私」の、半公半私の研究や協議から養老院の設置計画が出て来たのではないかと考えられる。大正15年8月の『本山報告』(第307号)にも「三重県下に於ても時代の要求に伴ひ諸種社会事業の施設を見たれ共此の養老事業の設備を見ず、本山に於ては協議の上県当局とも計り」設立したことが記されている。

(2) 『本山報告』社会事業欄に掲載された三重養老院の概要

大正10年の設立直後は『本山報告』に三重養老院の詳しい記事は出ていない。社会課設置後、漸く大正15年8月になって、『本山報告』(第307号)の社会事業欄に三重養老院の概要が掲載された。以下に抜粋する。

〔沿革概要〕 本院は独身にして老衰、癈疾等の為め何等の産業を為す能はず、而も扶養義務者なき憐れなる無告の窮民を收容し、余生を全うせしむべき目的を以て設立す。顧るに本山所在地の三重県下に於ても時代の要求に伴ひ諸種社会事業の施設を見たれ共此の養老事業の設備を見ず、本山に於ては協議の上県当局とも計り、大正十年六月一日河芸郡一身田町大字一身田三十二番屋敷に該事業を創立す同時に男女八名を收容し以て現時に及ぶ、現在の院舎は本山末、一寺院に改造を加へ使用するものにして、その設備完全を期し難き

三重県における社会福祉事業の歴史（2）

も、将来相当の基金を得ると共に、篤志者の賛助を得て新築移転の意向を有す。大正十五年七月末日迄の収容者数四十九名、現在十六名を収容す。

（処遇法） 本院の主旨とする所は精神的安慰にあり、毎朝仏前に礼拝勤行し、直に相伴ひて本山晨朝法要に参詣し、帰りに和顔の間に食堂に入り朝食を終る、健康者には任意に雑巾、塵掃等の手仕事を與へ、夏期にありては随意午睡も取らしめ夕食前再び仏前勤行をなす、理髪、剃髪其他健康上には常に注意履行し、清潔を旨とす、又保健の爲め運動方法として随時本山地内の掃除、草取等をなす。

（行事） 一ヶ月四回本山より役員出張し話法会を開催し収容者をして法味愛樂せしめ且つ道徳的訓諭なす、娯樂には時々蓄音機を置いて慰安を與ふ、疾病者ある時は直に本院囑託医の治療を受け死亡の際は本院に於て鄭重なる佛葬式を行ふ、尚毎年六月志望者追弔法要を執行す。

（維持） 真宗高田派十萬人講財団出資金、縣助成金、一身田町補助金、一般篤志家の寄付金品、雑収入

（入院手続） 独身にして老衰、廢疾等の爲め何等の産業を爲す能はず、而も扶養義務者なく入院を希望する者は、市、町、村長の事實証明書並に本人希望書、履歴書、戸籍謄本相添へ市、町、村長をして本院へ申込まるべし、但入院後院則に違反したる場合は退院せしむることあるべし。

（収容者調査表） 大正十年七月～大正十五年七月までの状況（のべ四十九名）

年齢：60～70 未滿9名、70～80 未滿22名、80～90 未滿17名、90以上1名

入退院：大正十年入院12名死亡1名、大正十一年入院11名死亡9名、大正十二年入院7名死亡9名、大正十三年入院7名死亡5名、大正十四年入院7名死亡7名、大正十五年入院5名死亡2名

現在：健康者男3名女7名計10名、疾弱者男2名女4名計6名6名、合計16名

（大正15年8月『本山報告』第307号1926 pp.32-33）

（3）『三重県社会事業概要』に掲載された三重養老院の沿革等

次に、三重県社会課が大正14年（1925）に発行した『三重県社会事業概要』では、以下のように記載されている。

〔（位置）河芸郡一身田町三二番地、（事業）養老事業、（経営）高田本山専修寺、（職員）院長玉野玄陵外理事四名、主事二名、（沿革）高田派本山専修寺本事業ノ必要ヲ認メ財団法人十萬人講ノ補助金ヲ以テ経営スルニ決シ大正十年六月一日執事加藤忍庵之カ設立ヲ申請シ知事ノ認可ヲ受ケ光信寺ヲ改造シ之ニ充ツ、（現況）大正十四年度ニ於テ縣ハ事業助成ノ爲金三百圓ヲ補助ス而シテ現ニ男女十六名ヲ収容シ宗教ヲ基礎トシテ何等拘束ヲ加ヘス朝夕自由ニ参詣休養等ヲ爲サシムル等精神的、肉体的慰安ニ努ム〕

「本山報告」では、設立時の院舎となった末寺の名称が記されていないが、『三重県

社会事業概要』によると、「光信寺」であることが分かる。

(4) 『本山報告』の「社会課開設について」

三重養老院設立の2年後の大正12年(1923)9月に関東大震災が起こり、関東地方のみならず、日本中が大打撃を被った。この直後の11月22日に高田本山に社会課が開設された。11月の『本山報告』(第274号)に「社会課開設について」という3頁にわたる表明文が掲載された。この時代の『本山報告』にこのような長文が掲載されるのは希であり、内容も進歩的で充実したものである。大正時代に高田本山が出した貴重な文章であるので、「社会課開設について」の全文をここに掲載する。

「欧州大戦の後を承け、時代思潮の変遷に伴い社会事業、社会教化に関する施設運動が急激に発達して、今まで救済課といはれたものが、大正八年前後に於ては社会局、社会課等を改称せられ、或は特設せらるゝ向きも多かった。本所に於ても告示の通り社会課を新設し、社会事業、社会教化の研究奨励実行に任ずる事となったが、斯様に社会事業、社会教化の勃興して来た所以については、種々なる原因のある事と思ふが、戦後自由平等思想の普及に伴い、生活不安が一層濃厚になり、又積年の機械文明の病弊が深刻に意識せらるゝに至った結果、社会問題は蔚然擡頭し、質実素朴を誇りとした農村にまでも小作争議等の問題頻出するの傾向を示し、社会各般は何等かの救いの手を求め、今に於て何とか救治防護せねばならぬと念願するに至った。

斯の如き社会自体の要求に応じて社会政策、社会事業(社会教化)が起こって来た。社会政策は救治防護の反面に権力的行為を予想して居るが、社会事業は救治防護の一方的力で、凡この人を自由に、幸福にしようとする努力である。併し斯様な努力は従前と雖も慈善事業、救済事業等と称せられたものがあって、不断に努力して居った。何も別物ではないとも考へられるが、時代思潮社会観の変遷に伴い、従来の慈善救済事業とは意味合が違って来た。即ち社会と自分とは別物ではなく、自分等の社会だといふ社会連帯観念が発達した結果慈善救済事業が、個人的、任意的、恩恵的であったに対し、組織体たる社会は、自然に、必然に、その一部の苦痛を、他の部分はこれを共同の責任として、除去に努める。これは慈善ではなく救済でもない。されば社会事業(社会教化)は、社会連帯の思想を出発点とし、根柢として行はれて居る社会生活の幸福を得しめ、社会の進歩を促さうとする継続的努力であると解せられるのも謂われある事と思ふ。

此の意味からいへば、社会事業の隆盛教化機関の活動は悦ぶべき現象ではない、寧ろ社会自体の為には悲しむべき事実だと考へられる。即ち、社会事業、社会教化の目的がそれ自体を無くしようとする努力であり、之等を必要としない完全な社会を招来しようとする念願を根柢としてゐるから、社会事業教化の隆盛な反面には、病弊多き社会の現存する事を証差してゐるからである。

併し乍ら現実の社会は、不斷に進歩発達する一方、何処かにその欠陥を潜めて居り機会あるごとに頭を擡げ社会問題の絶へ間はない。加之不測の天変地異は人々の努力を一朝にして破壊し去り、益々問題を拡張し苦悩を深めてゆく。かくて社会はそれ自ら防護するが為め自然に、必然に社会事業を要求し、社会的除苦悩法は不斷に研究実施されてゆかなければならぬのである。

翻って我国社会事業の前身ともいふべき救済の歴史を接するに「宗教の歴史は救済の歴史なり」といふ者あるが如くに、斯業と佛教とは密接の関係を有し、その興廢共にして来た。佛教に依って始めて施薬院、療病院、悲田院、敬田院といふやうな公的施設が実現せられたのみならず、爾來時に多少の隆潜あったにしても、斯業の背後には常に佛教が活躍し、時代相応の施設をやったが、明治維新百度恢張の中に獨り賑恤救済の事業は大打撃を受け、その活動を中止し、容易に起つ事を得なかつたが、物質文明の病弊は深く社会を悩まし、社会自ら社会事業を要求する事切実になり社会事業勃興の機運は熟した。慈悲衿哀を本とする我徒は、古き歴史に鑑み此機を逸せず、社会自らの防護の為め協力一致大に力を斯業に須い、社会事業社会教化の研究実施の機運を促進したいと念ずる次第である。」

(大正 12 年 11 月『本山報告』第 274 号 1923 pp.26-28)

(5) 三重県知事田子一民の社会連帯思想の影響

大正 12 年 11 月 22 日付けで高田本山に社会課が開設され、上述の「社会課開設について」の表明が 11 月 25 日発行の『本山報告』に掲載された。現状分析や歴史的動向を踏まえ、当時の最新の考え方である社会連帯思想を反映させ、今後の社会事業の役割について本山としての意見を明確に述べている。これは、かなり準備が必要であったと考えられるし、これまでの『本山報告』でこの様な長文を掲載することは希であった。それだけ、社会課への思いが強かったことになる。更にもう一つ大きく影響している要因に、前月の 10 月 16 日付で三重県知事となった内務官僚田子一民の存在がある。

田子一民は岩手県出身の進歩的な内務官僚で、欧米諸国視察後の大正 11 年に社会局長に就任すると、その年に主著である『社会事業』を刊行した。従来の慈善事業、救済事業を越えて、社会連帯思想を基盤とした社会事業を提唱した人物である。この田子一民が大正 12 年 10 月に地方長官として三重県知事に就任した。そして、11 月 3 日に高田本山を訪れ着任の挨拶を行っている。この時に、内務省社会局長であった田子一民知事より、社会課開設を勧められた可能性は大きい。また、その際に前年に出版された自著『社会事業』を本山に贈呈したとも考えられる。そして、その田子一民の著書を参考にして、本山の担当者が「社会課開設について」を執筆したことがうかがえる。それは、田子一民の著書の中の文言がそのまま「社会課開設について」の文章に引用されているからである。

上述の「社会課開設について」の中に「されば社会事業（社会教化）は、社会連帯の思想を出発点とし、根柢として行はれて居る社会生活の幸福を得しめ、社会の進歩を促さう

とする継続的努力であると解せられるのも謂われある事と思ふ」という一文がある。この文は、田子一民の『社会事業』の冒頭の書き出し部分、すなわち「社会事業は、社会連帯の思想を出発点とし、根柢として行はれて居る社会生活の幸福を得しめ、社会の進歩を促さうとする努力である」をほぼそのまま引用している。しかも、この一文は田子一民が最も強調したかった部分である。11月3日にはそのような事も含めて話し合われたのではないかと想像する。

田子知事は、その後1月29日に三重養老院を視察しており、本山の社会事業に強い関心を示していた。しかし、3月には国政選挙に出馬するため、5か月で三重県知事を辞職している。短期間ではあったが、社会事業の第一人者である田子一民が三重県知事として在職し、高田本山ともつながりをもったことは高田派の社会事業にとって幸いであったと考えられる。

4. 三重保育院

(1) 玉置諦聴設立の三重保育院

大正3年(1914)9月1日、三重県で最初の保育園である三重保育院が、真宗高田派金剛寺住職の玉置諦聴によって設立された。『三重保育院創立100周年記念誌』によれば、その前年の大正2年(1913)に、津市柳山に布教道場としての真宗教会を設立していた。この真宗教会の周囲には東洋紡績で働く人々が多く借家に入居していた。そして、子どもを抱えて働くことに難渋する労働者の姿に接した玉置諦聴は、その状況を救済すべく、兵庫県尼崎の託児所に調査に赴き、篤志家の小林源右衛門らの協力を得て開設に至ったという経緯が紹介されている。

さて、『本山報告』では設立当初の記載はないが、三重保育院設立の翌年の大正4年(1915)7月に玉置諦聴が第一回感化救済事業地方講習会に本山から派遣されている。このことから、玉置諦聴が社会事業を担当する高田派の第一人者として認識されていた事がうかがえる。

(2) 『本山報告』社会事業欄に掲載された三重保育院の概要

高田本山に社会課が設立されると、大正15年7月の『本山報告』の社会事業欄に「労働者の幼児をあづかる三重保育院」という見出しで、三重保育院が紹介されることになる。以下に抜粋する。

〔(現在児童の年齢) 1歳未満10人、1歳以上3歳未満28人、3歳以上6歳未満34人、総計72人

(入院条件及手続) 労働者の幼児生徒百日より満六歳までのものを収容し一人一日金五銭の保育料を徴収す児童収容の手続として保証人連署の申込書を徴す

三重県における社会福祉事業の歴史（2）

（委託者の連絡） 年内数回母姉会を開き本院の起源沿革及収容児童の処遇法を説明し且母姉に有益なる講話をなし互に談話を交換す

（収容児童の処遇法） 食児には晝食及午前午後の二回の間食を與へ乳児には牛乳を與ふ一般児童には日々顔面手足等を洗拭し且剃髮理髪を行ひ暑中は日々入浴せしめ嚴寒の候には暖炉により防寒す四歳以上の児童には簡易なる唱歌遊戯手工等を授け天氣晴朗の日には阿漕浦に郊外運動をなさしめ日々屋外運動場にて運動せしむ

（起源及沿革の大要） 細民の家長一人の労働を以て一家数口の衣食をなすは頗る困難にして夫婦共稼の必要を感ずる切なり然れども幼児に纏綿拘束せられて労働に従事すること能はざるにより学齡の長子女をして留守居子守等に使役する為め自然不就学且欠席がち等不成績を來すの實況を認め院長玉置諦聴、篤志家小林源六、岩田末吉、金子安兵衛等の熱心なる盡力を以て有志者を勧誘し大正三年九月一日本院を設立したるものなり」

（大正 15 年 7 月「本山報告」第 306 号 1926 p.20）

（3）『三重県社会事業概要』に掲載された三重保育院の沿革等

大正 14 年（1925）の三重県社会課発行の『三重県社会事業概要』では、以下のように記載されている。

「（位置）津市津興字米ノ内二、一二一番地、（事業）幼児保育、（経営）財団法人、（職員）院長玉置諦聴外主事一名、保姆四名、（沿革）大正三年九月、玉置諦聴、小林源六、外数名ノ有志ニ依リテ現在ノ地ニ設立セラレルモノニシテ幼児ニ拘束セラレテ労働ニ従事スルコト能ハサル人ノ為晝間幼児ノ保育ヲナシ安シテ生業ニ就カシム、大正七年三月其ノ組織ヲ改メテ財団法人トナス、（現況）大正一四年度ニ於テ縣ハ事業助成ノ為金三百圓ヲ補助ス而シテ現在男二十五人、女三十人計五十五人ヲ収容シ生後百日以上満六歳迄ノ児童ヲ午前六時ヨリ日没迄保育ス、保育料一日五銭ヲ徴シ晝食ヲ與ヘ乳児ニハ牛乳ヲ與フ、今回御成婚記念トシテ院舎ノ拡張ヲ行ヒ事業ノ發展ヲ期シツ、アリ」

5. 津市愛児園

（1）多羅尾光照設立の津市愛児園

大正 15 年（1926）11 月に津市で 3 番目の保育園として津市愛児園が、真宗高田派万年寺住職多羅尾光照によって設立された。当時津市内では、大正 3 年（1914）9 月設立の三重保育院、大正 13 年（1924）4 月設立の津市保育園があったが、多くの貧しい生活にある女性が紡績工場で働くためには、働きに出る女性の子どもたちを預かる託児施設が不足していた。その問題を解決しようと奮闘したのが津市役所に勤務していた多羅尾光照であった。『愛児園のご案内』によれば、自ら托鉢に回ったり、「津愛児パン」を販売したりして資金を集め、津市から土地を借り受けて津市愛児園を設立した。その後は、昭和 5 年（1930）に万年寺境内に白塚愛児園を設立。昭和 16 年（1941）に津市愛児園は津市に土地を返却し

て休園し、白塚愛児園に移った。戦後、昭和47年(1972)には津市桜橋に津愛児園を開設した。現在は、社会福祉法人白蓮福祉会が白塚愛児園と津愛児園を運営している。

(2) 『本山報告』社会事業欄に掲載された津市愛児園の概要

大正15年9月の『本山報告』で、「十月早々開園の運び」と紹介された後、昭和元年12月の『本山報告』では、「愛児園創設」の見出しで、津市愛児園の概要が紹介されている。以下に抜粋する。

「多羅尾光照氏は曩に『津市愛児園の建設を志し労働者の幼児を保育教養し且つ其の兒の愛を通じて生活改善を計り思想を善導し、以て人生生活の平和と向上を計らんとし従来篤志家の賛助を求め来』つたが、いよいよ時機熟して十月早々開園の運びに至つた、大法主猊下にはその拳を賞せられ此程御染筆『仁愛兼濟』の四字御額面をお下げになつたので、新築の同園講堂に光彩を放つべく掲げられる筈。同氏の活躍振りに就いては追て報道するでせう。」
(大正15年9月『本山報告』第308号1926 p.18)

「多羅尾光照氏は従来津市役所に於て社会主任として勤務中であるが、従来各種の社会事業に尽瘁し就中数年前来愛児園創設の義を提唱し、自街頭に立って愛児パンを売って江湖の同情を請ひ、遂に数千金の浄罪を得た、此程愈々目的を達成し去月二十四日を以て開園式を挙行したのであるが、同園の位置は津市中新町で目的とするところは左(次)の如くである。

「本園は幼児に拘束せられ業務に従事すること能はざる者の為め其の委託により、晝間幼児を保育教養し且つ其の兒の愛を通じて生活の改善を計り思想を善導し人世生活の平和と向上を計るを以て目的とす」

同園は県市助成金会員醸出金臨時寄附金品保育料其他の雑収入を以て経営することになってゐる。法主猊下には曩に同園創設の趣旨を賞せられて「仁愛兼濟」の御額面を御下附になつたのである、開園式当時の在園兒は四十二名で、その後激増してゐるが、四十二名の内訳をみるに左(次)の如くである。

(収容兒町別表) 中新町(16)、西新町(8)、丸之内緑町(4)、丸之内泉町(3)、古河(1)、西堀端(1)、丸之内南町(1)、柳山(1)、市外(7)

(収容兒年齢別) 七歳以上(5)、六歳以上(14)、五歳以上(8)、四歳以上(7)、三歳以上(5)、二歳以上(2)

(収容兒保護者職業別) 職工(8)、小使(4)、日稼(3)、魚屋(3)、雑業(3)、漁夫(2)、指物屋(2)、大工(1)、屑屋(2)、彫刻(1)、庭師(1)、豆腐屋(1)、ミシン外交員(1)、牛乳配達(1)、菓子小売(1)、金物屋(1)、塗師屋(1)、仲仕(1)、雑貨商(1)、瓦屋(1)、練炭屋(1)

なほ同園では此程附帯事業として日曜学校を開設し児童の教化に努めること、なり去る十二月十二日を以て開校し爾来毎日曜日に児童の集りを見ること、なった。』

(昭和元年 12 月『本山報告』第 311 号 1926 pp.20-21)

6. まとめ

大正時代の高田派の社会事業を『本山報告』を中心に概観した。初期には大正 3 年に玉置諦聴の三重保育院が設立され、大正 6 年の社会事業研究会の発足を経て、大正 10 年高田本山立の三重養老院が開設される。大正 12 年には田子一民が三重県知事となり、高田本山に社会課が設置されると、高田派内に社会事業が奨励されていく。この時期の社会事業の発展には十萬人講財団の援助が大きく関わっていたと考えられる。そして、大正 15 年には多羅尾光照の津市愛児園が開園した。

大正期は高田本山という組織における社会事業と、玉置諦聴、多羅尾光照という二人の僧侶の活躍が密接に関連しながら、高田派の社会事業が発展していった時期であると位置づけられる。また、田子一民という社会事業分野の第一人者の高田派への関わりも見逃すことができないと考える。今後、この辺りの事実の詳細を確認できる資料を調査していくと共に、次号では昭和初期から終戦までの高田派の社会事業を検討する。

(付 記)

本稿執筆にあたり、真宗高田派玉保院住職水沼秀明師には、玉保院所蔵の『本山報告』の閲覧並びに電子データの複写を許可していただいた。ここに記して感謝申し上げます。

(文 献)

- ・千草篤磨 2016 三重県における社会福祉事業の歴史 (1) - 明治・大正期設立の三重済美学院と明照浄済会 - 高田短期大学介護・福祉研究 第 2 号 1-8
- ・倉持史朗 2006 慈善救済事業の時代 (室田保夫編 人物でよむ近代社会福祉のあゆみ ミネルヴァ書房)
- ・三重県編 1925 三重県社会事業概要
- ・永岡正己 2003 第一次世界大戦後の社会と社会事業の成立 (菊池正治他編 日本社会福祉の歴史 ミネルヴァ書房)
- ・真宗高田派本山 1912~1926 本山報告 第 139 号~第 311 号
- ・社会福祉法人白蓮福祉会 2014 愛児園のご案内
- ・社会福祉法人諦聴会 2015 三重保育院創立 100 周年記念誌
- ・社会福祉法人高田福祉事業協会 1891 廣恵好日抄-七〇年のあゆみ-
- ・田子一民 1922 社会事業 (吉田久一・一番ヶ瀬康子編 1982 社会福祉古典叢書 第 5 巻 田子一民・山崎巖集 鳳書院)